

R05 熊情審第 000052-9 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 7 号により行った情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・熊取町条例のうち、熊取町長または町職員が条例に規定された事務を適切に実施していないもの。

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 7 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 1 8 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、個人情報保護条例が情報公開請求の対象となる情報に該当するものと考えていることから、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

なお、具体的理由を記載するため、熊取町が令和2年度に実施した町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「民営化事務」という。）において、同条例に基づき、虐待を受けた児童およびその家族の個人情報（以下「児童虐待に係る個人情報」という。）を収集した事実には焦点を当てる。

(1) 条例第7条第4項「実施機関は、次に掲げる個人情報を収集等してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠と実施機関が認めるときは、この限りでない」

児童虐待にかかる個人情報は、同項に規定する個人情報に該当する。

民営化事務は、法令等で定められた事務ではないため、児童虐待に係る個人情報を収集するためには、民営化事務の目的を達成するために、児童虐待に係る個人情報が必要かつ不可欠と熊取町が認めなければならない。

(2) 条例第6条「実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次の事項を町長に届け出なければならない。」「実施機関は、届出のあった事項を変更等使用するとき、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない」

民営化事務に係る個人情報取扱事務登録簿について、児童虐待に係る個人情報の項目が記載されておらず、また、あらかじめ町長に届出もなされていない。

また、同条第2項の規定による変更の届出についても、あらかじめ町長に届出がなされていない。

(3) 条例第7条第3項「実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を本人以外から収集するときは、町長に届け出るとともに、次の事項を一般の縦覧に供さなければならない」

民営化事務については、町長への届出もなされていないし、一般の縦覧に供されていない。

前述の(1)～(3)の理由により、少なくとも個人情報保護条例に基づく事務は、その規定通り適切に実施されているとは言えない。

3 熊取町長の弁明に対する反論

町は「明記された文書を公開するものであり」と主張しているが、町は、令和4年12月28日付け4熊総第3476号において、「告示をする旨の規定がある熊取町条例や規則の内、その規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示をおこなっていないものがあるもの」という公開請求を実施し、「個人情報保護規則」が公開されているが、「個人情報保護規則」には、「告示を行っていない」との明記はなされていないため、情報公開の対象となる情報は明記された文章であるか否かが問題となることはないと考えます。

さらに、「規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示を行っていない」との文面は、条例や規則の事務手続の適否を問うたものであり、それに対して町は事務手続の適否を確認し、公開決定を行っている。

令和4年12月28日付け4熊総第3476号では事務手続の適否について情報公開を行っているにもかかわらず、令和4年12月28日付け4熊総第3477号では事務手続の適否は公開の対象にならないとは言語道断の主張である。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、却下する旨の裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

今回請求の「熊取町条例のうち、熊取町長または町職員が条例に規定された事務を適切に実施していないもの」について、庁内に該当する規程があるかどうか全課に照会した結果、いずれの課からも該当する条例はないとのことであったため、情報不存在の通知を行ったものである。

なお、今回審査請求人は、少なくとも個人情報保護条例が請求の内容に該当するものと考え、また、本町が令和2年度に実施した町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務が同条例の規定どおりに適切に実施されていないと主張しているが、情報公開開示決定では、事務手続の適否ではなく、あくまで「条例に規定された事務を適切に実施していない。」ことが明記された文書を公開するものであり、結果として対象となる文書は存在しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会では、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するものではない。

2 争点について

審査請求人は、熊取町が令和2年度に実施した民営化事務において、児童虐待に関する個人情報の収集が、個人情報保護条例第7条第4項ただし書の規定に基づかずに行われたのではないかと考えていること、民営化事務に係る個人情報取扱事務登録簿について、児童虐待に係る個人情報の項目が記載されておらず、また、あらかじめ町長緒に届出もなされていないことなどの理由から、公開請求した情報について、少なくとも個人情報保護条例が該当するものと主張している。

一方、熊取町長は、公開請求された情報について、該当する条例があるかどうか全課に照会した結果、いずれの課からも該当する条例はないとの結果であったことから、当該情報につい

ては存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、熊取町条例のうち、熊取町長または町職員が条例に規定された事務を適切に実施していないものである。

情報公開制度における情報公開の決定にあたっては、請求人から公開請求された情報を町が保有しているか否か、保有している場合は、当該情報が公開することができる情報か否かを判断して行うものである。

また、情報公開制度においては、熊取町の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが情報公開の前提となるような情報公開請求がなされた場合においては、情報公開審査会は、熊取町の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが困難であるため、情報の特定を行うことができないものと考えられることから、公開請求された情報がそのような内容であった場合は、熊取町は、請求人に対し情報の特定を確実にできるよう、請求の内容について補正させることが必要である。

それを踏まえた上で、審査請求人は情報公開条例が本件対象文書に該当するものと主張するが、熊取町長は、審査請求人が公開請求した情報について、該当する情報があるか否かを全課に照会し、該当する条例はないという結果となったことをもって情報不存在決定の処分を行ったとの主張は、合理性があると判断する。

また、審査請求人は、令和4年12月28日付け4熊総第3476号において「告示をする旨の規定がある熊取町条例や規則の内、その規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示をおこなっていないものがあるもの」として個人情報保護規則が開示されていることについて、事務手続きの適否について情報公開を行っていることを主張するが、情報公開規則の規定に基づく「都度の告示」は行っていないとの説明を既に受けており、改めて事務の適否を判断したとまでは認められない。

なお、当審査会は、条例に関する事務手続きの適否について判断するところではなく、審査請求人が当該審査請求書において列挙する熊取町への具体的理由の説明要求についても判断するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

そのため、不存在決定は妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 5月 2日 諮問書の受理
- ② 令和5年 5月 29日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月 31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月 28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和6年 1月 16日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	